

善行雑学大学 会則

第一章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は善行雑学大学とする。以下「本学」と略称する。

(事務局)

第2条 本学の事務局は神奈川県藤沢市に置く。

第二章 目的および事業

(目的)

第3条 本学は、地域住民のために、自由に参加できる生涯学習の場を作り、お互いの知識、経験を提供し合い、楽しく、思いやりのある心豊かな社会の実現を目指すことを目的とする。

(事業)

第4条 本学は次の事業を行う。

- (1) 講演会
- (2) 課外講座
- (3) セミナー
- (4) グリーンハウス部会活動
- (5) 会員相互の交流会、親睦会
- (6) その他、生涯学習に資する活動

第三章 会員

(種別)

第5条 本学の会員は次の通りとする。

- (1) 正会員 本学の目的に賛同し入会した個人
- (2) 賛助会員 本学の活動を経済的に支援する個人または法人

(入会)

第6条 会員の入会手続きは次の通りとする。

- (1) 正会員 入会申込書を提出し、年会費を納める。
- (2) 賛助会員 入会申込書を提出し、賛助金を提供する。

(会費)

第7条 本学の会員の会費は細則で別途定める。

(資格の喪失)

第8条 正会員は以下の事由により資格を喪失する。

- (1) 書面、電子メール等により退会を申し出たとき
- (2) 会費を定められた期日までに納付しなかったとき

第四章 役員

(役員)

第9条 本学には次の役員を置くことができる。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 副代表理事 2名以内
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 2名以内

(役員を選任および任期)

第10条 理事は、正会員の中から理事2名の推薦により代表理事が選任する。

- (1) 代表理事は、理事の互選により選出する。
- (2) 副代表理事は、代表理事が指名する。
- (3) 監事は、正会員の中から代表理事が選任する。

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第12条 役員は以下に定める職務を行う。

- (1) 代表理事は、本学を代表し、理事会議長を務める。
- (2) 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事不在の場合はその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を組織し、本学の運営に必要な業務を分担、執行する。
- (4) 監事は、会計・経理・財務等および理事の執行を監査する。

(役員辞任)

第13条 役員は次の事由により、理事会の同意を経て辞任することができる。

- (1) 本人より辞任の申出があった時。
- (2) 心身の不具合等で職務の遂行ができないとき。

(実費の支弁)

第14条 役員には交通費、手当を含む報酬は支払わない。ただし、特段の事情により、代表理事が承認したときはこれを支払うことができる。

第五章 会議

(総会)

第15条 総会は代表理事が招集する。

- (1) 総会は、年1回、原則として4月から6月の間に開催する。また、臨時に総会を招集することができる。
- (2) 総会は、出席した会員の過半数の賛成をもって決議とする。
- (3) 総会は、役員への信任、会則の改定、事業計画、事業報告、予算・決算その他本学の活動に関する重要事項等を審議し承認する。

(理事会)

第16条 理事会は第9条の役員をもって構成する。

- (1) 代表理事は原則として毎月理事会を招集する。
- (2) 理事会は、総会に提出する会則の改定、事業計画、事業報告、予算・決算その他本学の活動に関する重要事項等の議案の決議を行うほか、本学運営に必要な事項、課題を審議する。
- (3) 理事会は、理事の過半数の出席および委任状をもって成立し、代表理事が主宰する。
- (4) 理事会は、出席者の過半数の賛成をもって決議とする。
- (5) 代表理事は、臨時に理事会を招集することができる。

第六章 会計

(経費の支弁)

第17条 会計担当理事は、別途定める細則および理事会の決定により、経費の支弁を行う。

(会計報告)

第18条 会計担当理事は、収支を管理し、予算書・決算書を作成する。

- (1) 毎年4月の理事会に予算書を提出し、承認を得る。
- (2) 毎年4月の理事会に前年度の決算書を提出し、承認を得る。
提出にあたっては事前に監事の監査を受けるものとする。
- (3) 代表理事、理事会、監事の要求があった場合は、資産および収支の状況を報告する。

(会計年度)

第19条 本学の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。

第七章 細則、会則の改廃

(細則の制定)

第20条 この会則の運営にあたり、理事会は細則を設けることができる。

(会則の改廃)

第21条 この会則は、総会の決定により改廃できる。ただし、緊急性のある軽易な改正については理事会の決議により行うことができるものとする。この場合、次の総会に報告し、承認を受けなければならない。

1999年6月1日 制定・発効

2019年4月1日 改定

2021年3月1日 改定

2022年4月1日 改定

2023年4月1日 改定

2024年1月27日 改定

(第15条変更:総会開催時期)